

◎センターの使用料減免に関する減免率の基準（令和4年10月1日以後）

区分	減免率	備考
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、主催する事業で利用する場合	100分の100	
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のために利用する場合	100分の100	
6 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合	100分の100	
7 安曇野市教育委員会が認めた団体が青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	100分の100	
8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が利用する場合	100分の100	
9 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
10 その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合	100分の50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

※区分7に該当する団体

スポーツ少年団、学校PTA、幼稚園・保育園・認定こども園保護者会、青少年健全育成連絡協議会、子ども育成会、ボーイスカウト、ガールスカウト、市民活動サポートセンターやボランティアセンターに子育て分野で登録している団体 など